

# 仕 様 書

## 1 業務名

令和5年度札幌市子ども発達支援総合センター消防用設備点検業務

## 2 業務の目的

本業務は、札幌市子ども発達支援総合センター（以下、「センター」という。）の消防用設備について専門的見地から、点検等により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を講ずることにより、故障・不具合を防止し、災害時における機能発揮に支障がない状態の維持に資することを目的とする。

消防法その他関係法令に基づく告示等に定める消防用設備等の法定点検並びにその結果に応じ実施する保守に適用する。

## 3 履行場所

札幌市豊平区平岸4条18丁目1-21 札幌市子ども発達支援総合センター

## 4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## 5 業務内容

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・建築保全業務共通仕様書平成30年版建築保全センター編集・発行の第6章防災設備に準ずる。

(1) 対象機種及び数量は別表-1のとおり

(2) 保守点検は年2回とし、おおよそ下記の時期とする。

機器点検は6～7月

総合点検は12～1月

なお、点検時期等については別途打ち合わせによる。

(3) 当該設備に故障又は不具合が生じた場合には、要請により早急の対応を行うこと。

(4) 点検中に支障又は不具合を発見した場合には、速やかに調査を実施しセンターの地域支援課への報告と協議を行うこと。

なお、支障又は不具合が軽微でその場で処置が可能な場合はその処置を行うこと。

(5) 交換部品及び消耗品で単価が小額のものはこの業務の範囲内とする。

(6) 服装は清潔な作業服を着用し、点検者の表示された腕章及び胸部に名札を付けること。

(7) 消防設備設置場所

A棟（管理棟）、B棟、C棟、D棟、ひまわり整肢園棟、体育館

(8) 消防訓練時の立会いを行う。年2回とする。

ア 火災受信盤の切り替え操作を行う。

イ 火災報知器の発報手順の指導を行う。

(9) 防火対象物点検を総合点検時に実施すること。

## 6 業務体制

受託者は、業務を遂行するため次の者を従事させること。

(1) 業務遂行を指揮監督するための業務主任を1名定め、その業務の補助として副業務主任を1名定めること。業務主任及び副業務主任は、3年以上の実務経験を有する消防設備士とする。

(2) 点検整備者は、消防設備士、消防設備点検資格者、電気工事士など作業に適合した者

を配置すること。

## 7 業務計画

業務の実施にあたっては、事前に業務工程表を委託者に提出し承諾を得ること。

## 8 提出書類

業務を着手した時また、業務終了時には必要の都度、報告書を提出し確認及び承諾を得ること。

### (1) 業務計画書（市様式） 1部……………着手時提出

業務主任・副業務主任（通知書、経歴書）

業務日程表

保守管理体制表（会社組織系統）

保守要員名簿（住所、氏名、年齢、経歴、資格）

### (2) 業務報告書 点検ごとに1部

ア 実施した業務について、その都度内容、測定データ、使用材料、使用数量、異常の有無、処置等を記載した業務報告書及び点検写真を提出すること。

イ 総合点検終了後に所管消防署に「消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告」を1部作成し報告を行うこと。

## 9 契約金額の支払い

契約金額の支払いは、分割払い（年2回）とする。

## 10 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

(2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

(3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

(4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

(5) 業務にかかわる用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドラインして指定品を使用すること。

(6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。

(7) 業務の履行にあたっては、「札幌市グリーン購入ガイドライン」の該当項目の判断基準をみたすこと。

## 11 その他

(1) 業務実施に当たって、受託者の過失により生じた設備の故障や破損（建物を含む）・事故等の一切は、受託者の責により処理する。

(2) 業務を行う際、各棟の点検箇所責任者の指示に従い、診察等の支障とならないよう十分注意すること。

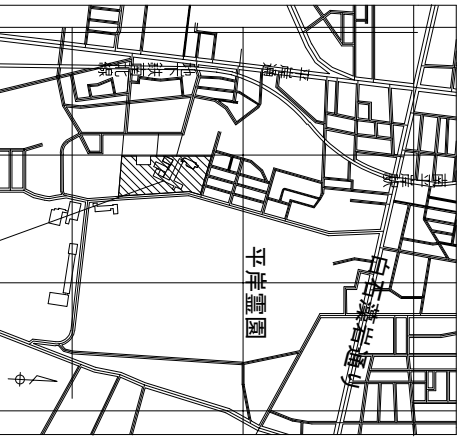
(3) 本仕様書に明記されていない事項については、双方協議のうえ定める。

(4) 受託者は、従事者に対し結核に係る健康診断を行うなど感染症の発生予防及びまん延防止に努めなければならない。

別表-1

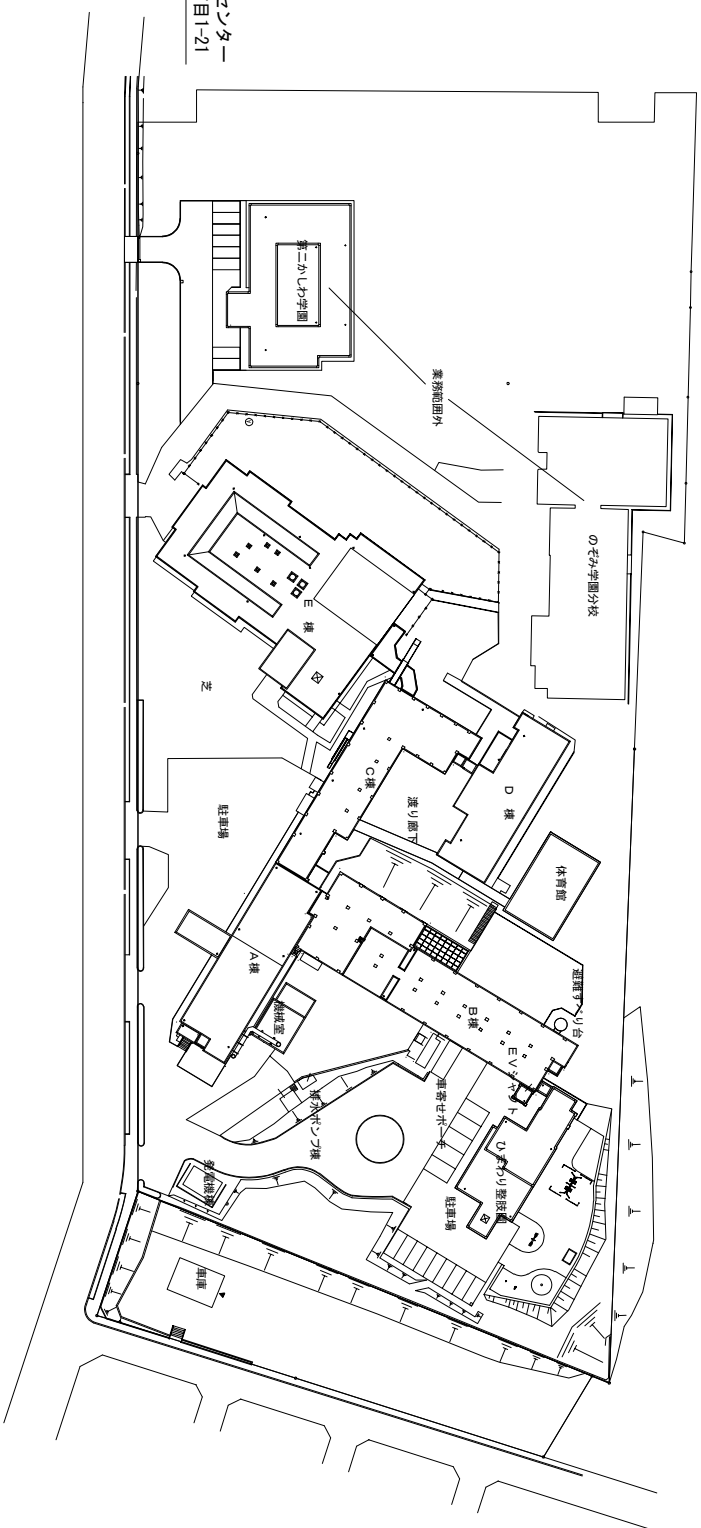
設備項目		機器の名称	機器点検 (6～7月)	総合点検 (12～1月)
消 火 設 備	消火器	粉末 10・20型 加圧式	73	73
	スプリンクラー設備 及び補助散水栓	加圧送水装置 (ポンプ・モタ)	1	1
		起動装置	1	1
		スプリンクラーヘッド	1507	1507
		操作盤	1	1
		流水検知装置	15	15
		作動表示盤	1	1
		呼水装置	1	1
		送水口 (SP. 連結送水管)	3	3
		放水口 (連結送水管)	8	8
		圧力スイッチ	15	15
		開放弁	1	1
		補助散水栓箱	10	10
		電源装置	1	1
配線		1式		
放水試験 [総合点検]		1		
警 報 設 備	自動火災報知設備	受信機GR型 2系統 49回線	1	1
		中継器盤	3	3
		副受信機LCD表示 壁掛DCタイプ	1	1
		〃 10L・5L	7	7
		差動式スポット型感知器	237	237
		定温式スポット型感知器	142	142
		煙式スポット型感知器	165	165
		発信機	27	27
		常用電源	1式	1式
		予備電源	1式	1式
	配線		1式	
	ガス漏れ火災警報設備	受信機GP (27/35L)	1	1
		検知器	15	15
		警報装置	1	1
		常用電源	1式	1式
		予備電源	1式	1式
		配線		1式
自動火災通報装置設備	火災通報装置本体	1	1	
	電話機	9	9	
	配線		1式	

設備項目		機器の名称	機器点検 (6～7月)	総合点検 (12～1月)	
非常放送設備	非常放送設備	増幅器操作部 (600W)	1	1	
		遠隔操作部	3	3	
		スピーカー	429	429	
		音量調節器	346	346	
		常用電源	1式	1式	
		予備電源	1式	1式	
		配線		1式	
避難設備	避難器具	滑り台 (C棟)	1	1	
		滑り台 (B棟)	1	1	
		避難用救助袋	1	1	
	誘導灯	避難口誘導灯	94	94	
		通路誘導灯	58	58	
	防火排煙設備	防火排煙設備	連動制御盤40L	2	2
			防火扉、非常扉	25	25
			煙感知器 (専用)	43	43
			ダンパー	16	16
電動シャッター			3	3	
配線				1式	
	非常電源専用受電設備		1	1	



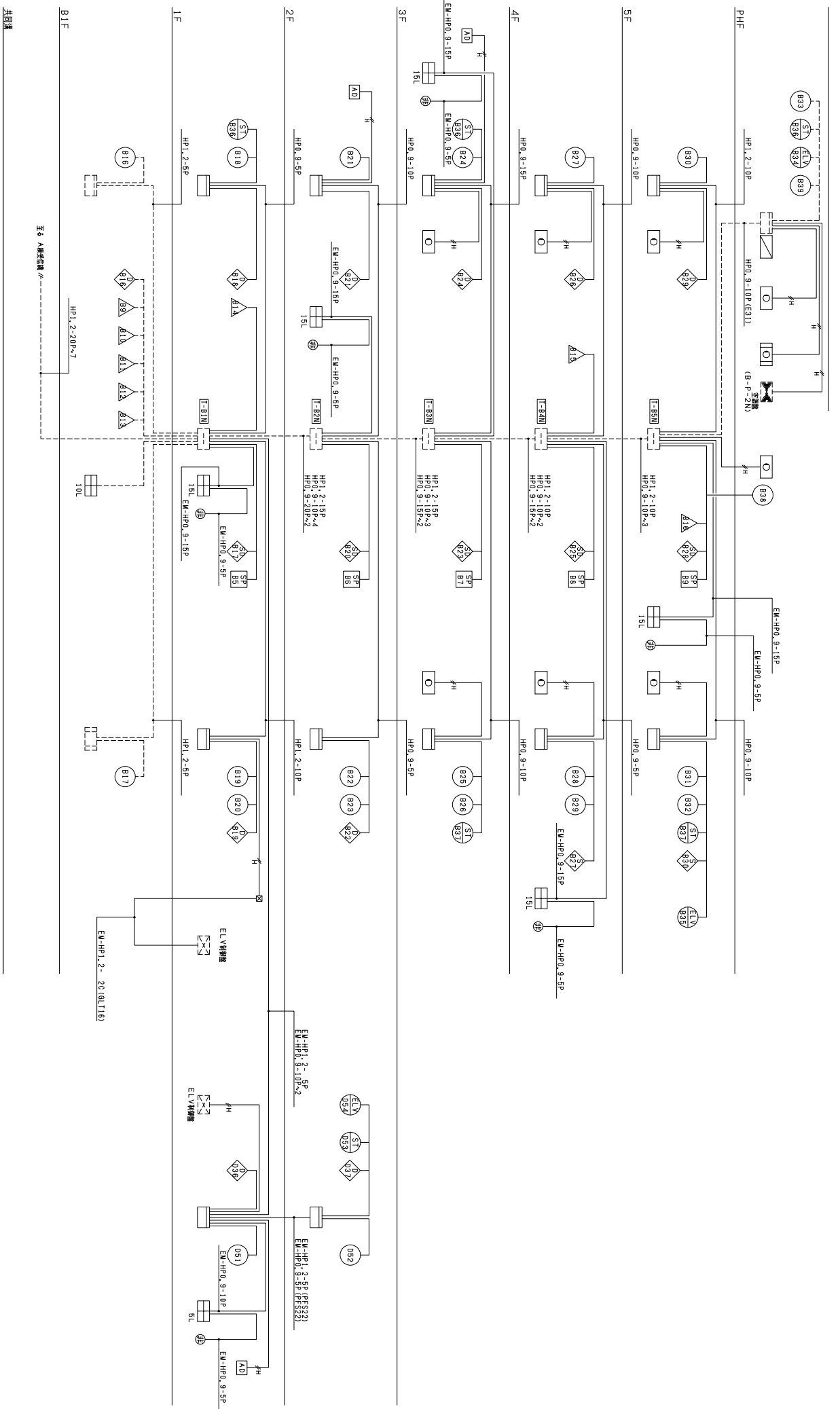
札幌市子ども発達支援総合センター  
 札幌市豊平区平岸4条18丁目1-21

附近見取図









日線 ← 0.5mmφ線



